

ごみ収集カレンダー広告掲載取扱基準

ごみ収集カレンダー広告掲載取扱基準（令和3年6月11日施行）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この取扱基準は、鈴鹿市広告掲載要綱（平成20年鈴鹿市告示第77号。以下「要綱」という。）及び鈴鹿市広告掲載基準に基づき、市が発行するごみ収集カレンダーへの広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告等の範囲）

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容の範囲は、要綱第3条及び鈴鹿市広告掲載基準の規定によるものとする。

（広告の規格等）

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50mm 横85mm
- (2) 広告枠数 6枠（表裏面各3枠ずつ）（枠の結合は可能）
- (3) 入稿形式 市長が指定する形式（PDF形式）
- (4) 色数 現状発行しているごみ収集カレンダーの印刷色（広告の色校正はなし）
- (5) 掲載位置 ごみ収集カレンダーの表裏面の右端部分
- (6) 掲載期間 1年間
- (7) 掲載方法 紙媒体のカレンダーへの印刷
- (8) その他 掲載する広告は、1企業2枠までとする

（広告掲載料）

第4条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 要綱第6条の規定による広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入するものとする。

（広告掲載の募集方法及び審査）

第5条 広告の掲載の募集は、広報すずか、鈴鹿市ウェブサイト等で周知の上、期間を定めて行うものとし、応募者多数の場合は、抽選の上で決定するものとする。

- 2 応募された広告は、要綱第7条第1項に規定する鈴鹿市広告審査委員会の審査を経て掲載するものとする。

（広告主の責務）

第6条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告主に対し催促その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 鈴鹿市広告掲載基準第3条に該当することが確認されたとき
- (3) 要綱第6条の審査により、広告内容等の修正が必要な場合において、広告主が広告内容等の修正を行わないとき
- (4) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき
- (5) 書面により広告掲載の辞退を申し出たとき
- (6) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき、又はその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (7) その他広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合においては、市長は、広告主に対しその賠償の責を負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第9条 既納の掲載料金は、返還しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消し、又は契約を解除したときは、この限りではない。

(協議)

第10条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合には、市長と広告主の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月9日から施行する。

別表 (第4条関係)

1 枠の掲載料金	最大枠数
100,000円	6件